令和５年度
沼津市交通安全実施計画

第１章　道路交通の安全

１　道路交通環境の整備

(1)　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

生活道路における 交通安全対策の推進	警察による速度規制（ゾーン30）と連携して、地区内への流入を抑制するための物理的デバイス等の設置を行い、地区内の道路利用者の安全・安心の確保を図る。 ◆交通安全施設等整備事業（道路改良工事） 「子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に位置付けられた対象箇所にグリーンベルト等を設置し、車両へ注意喚起を行うことで歩行者の通行の安全を確保する。 ・グリーンベルト設置　L=500m ※重点地区（第一地区）
通学路等における 交通安全の確保	通学路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検を実施するとともに、道路交通実態に応じ、関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。 ◆市道2029号線道路改良事業 ・月川から井出大川まで東西に走る延長795mの市道2029号線において側溝整備及び道路拡幅、グリーンベルト設置 ◆通学路安全推進事業 ・沼津市子供の移動経路安全推進連絡協議会の開催 ・交通安全教育の視点からの通学路の安全点検（静浦校区、内浦校区における通学路の合同点検）及び、協議会の開催

(2)　高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

高速道路の更なる活用促進 による生活道路との機能分化	高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークの体系的整備を推進し、道路の適切な機能分化を推進する。 ・キラメッセぬまづや愛鷹広域公園多目的競技場、沼津港などで開催されるイベントにて、整備効果を紹介するパネル展を実施 ・２箇所のスマートインターチェンジ利用量を毎月分析 ・スマートインターチェンジ地区協議会を開催

(3)　幹線道路における交通安全対策の推進

重大事故の再発防止	重大事故が発生した際には、速やかに道路管理者、警察、行政、自治会等、関係機関・団体の合同の交通診断を行い、道路改良、信号機の設置・改良、交通規制の実施・見直し等の総合的な再発防止対策を推進する。 ◆交通死亡事故現場診断 ・交通死亡事故現場における交通診断の実施
改築等による 交通事故対策の推進	交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築等による交通事故防止対策を推進する。 ◆（都）金岡浮島線道路改良事業 ・西沢田２工区について、用地買収２件及び橋梁架設工事の実施

(4)　交通安全施設等の整備事業の推進

交通安全施設等の維持管理	交通の安全と円滑を確保するため、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設の整備を推進し、交通事故防止と交通の円滑化を図る。 ◆交通安全施設等整備事業 ・歩行者・自転車及び自動車の安全確保並びに事故防止を図り、地域の要望を踏まえた交通安全施設の整備及び修繕 ・カーブミラー（新設）　N=20基 ・区画線工　L=8,000m ・グリーンベルト設置工　L=1,000m ・路側帯整備工事　L=100m　　他

(5)　高齢者等の移動手段の確保・充実	
高齢者等の移動手段の 確保・充実	高齢者をはじめとする地域住民の移動手段の確保に向け、公共交通サービスの改善を図るとともに、持続可能な移動手段の確保・充実を図る取り組みを推進する。 ◆公共交通運行維持事業 ・南部地域での自主運行バスの運行や西部地域での地域内フィーダー系統の運行支援を継続するとともに、地域住民とともに地域の実情に応じた運行形態について検討し、生活に必要な移動手段の確保 ◆公共交通ネットワーク形成事業 ・沼津市地域公共交通協議会を開催し、市民生活の移動手段の確保・維持の協議 ・持続可能な地域公共交通の維持・確保・改善を図るため「沼津市地域公共交通計画」に位置付けた各種施策の展開、原駅前広場トイレ設置工事を実施 ・利用者の更なる利便性向上及び利用促進を図るため「第３次沼津市利便増進実施計画」の策定
(6)　効果的な交通規制の推進	
効果的な交通規制の推進	地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の実態に応じて、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持に努める。 ◆信号機整備関係 ・改良：70か所（大岡、岡一色、江原町　等） ・廃止：２か所（西島町） ◆一般規制整備関係（標識・標示） ・一時停止　新設：３か所（岡宮、桃里　等） ・横断歩道　新設：３か所（大岡、桃里） ・横断歩道　廃止：４か所（大岡、桃里　等） ・通行禁止　新設：２か所（岡宮）　他
(7)　自転車利用環境の総合的整備	
安全で快適な 自転車利用環境の整備	自転車を徒歩、自動車と並ぶ交通手段の一つとして、安全かつ円滑に利用できる自転車通行空間をネットワークとして整備する等、総合的な自転車利用環境を整備する。 ◆自転車・歩行者ネットワーク整備事業 ・自転車通行空間整備工事ほか ◆自転車活用推進事業 ・自転車利用環境の向上を図るため「沼津市自転車活用推進計画」に位置付けた各施策の展開及び、原駅駐輪場拡幅整備工事を実施 ◆自転車対策事業 ・自転車の駐車スペースを確保し、安全で安心して利用できるよう自転車駐車場の利用環境の改善を図るとともに、放置自転車対策として、沼津市自転車等放置防止条例に基づき放置自転車等の指導・撤去等を行い、良好な都市環境の形成を図る
(8)　交通需要マネジメントの推進	
公共交通機関利用の促進	持続可能な公共交通ネットワークの再構築を目指し「沼津市地域公共交通計画」を策定した。今後、計画に位置付けた利便性の向上や利用促進に取り組み、地域公共交通の維持・確保・改善を図る。 ◆【再掲】公共交通運行維持事業 ◆【再掲】公共交通ネットワーク形成事業 ・自転車と公共交通の相互利用の利便性向上を図るためサイクルアンドライド等の多様な移動手段の確保に努める ・自動運転等の新技術の活用を検証するなど、まちづくりを支える公共交通システムについて研究

(9)　災害に備えた道路交通環境の整備	
災害に備えた道路の整備	地震、豪雨等による災害に備え、安全性、信頼性の高い道路交通を確保するため、道路構造物の補強等による耐震性の向上を図るなど、各種防災対策を推進する。 **◆（都）片浜西沢田線道路改良事業** **・道路築造工事、電気通信施設移設補償ほか**
(10)　総合的な駐車対策の推進	
違法駐車を排除する気運の醸成・高揚	道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、違法駐車の排除に関する広報・啓発活動を行うなど、違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図る。 **◆迷惑駐車等防止啓発活動業務委託** **・迷惑駐車等防止モデル地域における迷惑駐車への指導、啓発活動業務の委託**
(11)　交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
子供の遊び場等の確保	子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに、都市における良好な生活環境づくり等を図るため、公園等の整備に努めるほか、学校の運動場等の施設について、子供達の安全な遊び場の確保と交通事故等の危険から守るため、施設開放について検討する。 **◆公園施設長寿命化事業** **・沼津御用邸公園ほか３公園５施設の改修**
２　交通安全思想の普及徹底	
(1)　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
幼児に対する交通安全教育の推進	幼児期から交通安全に対する基本的習慣を身につけるため、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、幼稚園・保育所（園）等における日常教育・保育活動の中で、子どもの発達段階に応じた、分かりやすい指導を実施する。 **・幼児交通安全教室の実施** **・沼津市交通安全父母の会連合会事業の実施（交通安全講和等）** **・チャイルドシートの利用促進**
児童生徒に対する交通安全教育の推進	児童生徒に対する交通安全教育・普及啓発活動については、県、市、警察、関係機関・団体、家庭、学校が互いに連携し、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、将来的に自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。 **・交通安全教室の実施** **・交通安全リーダーと父母と交通安全を語る会の実施** **・自転車安全運転講習会の実施** **・自転車マナー向上対策の実施** **◆【再掲】通学路安全推進事業**
成人に対する交通安全教育の推進	主に自動車運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術の向上を目標とし、事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心に自主的な安全運転管理の活発化に努める。 **・地域交通安全教室の実施** **・企業交通安全講習の実施** **・飲酒運転根絶に向けた街頭広報活動の実施**

高齢者に対する 交通安全教育の推進	運転免許の有無や加齢に伴う身体機能の変化により交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とさせる。 また、反射材等の交通安全用品の普及にも努める。 **・地域交通安全教室の実施** **・自動車教習所と連携した実践型交通教室の開催** **・沼津地区交通安全連絡協議会によるグッドマナーカレッジ** **・自発光式反射材等の交通安全用品の普及活動**
(2)　交通安全に関する普及啓発活動の推進	
交通安全運動の推進	市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける運動として、関係機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。 **◆交通安全運動** **・春の全国交通安全運動　（５月11日～５月20日）** **・夏の交通安全県民運動　（７月11日～７月20日）** **・秋の全国交通安全運動　（９月21日～９月30日）** **・年末の交通安全県民運動（12月15日～12月31日）**
自転車の安全利用の推進	自転車は、車両であることから、歩行者優先意識を徹底するための意識の啓発を図るとともに、義務化された損害賠償責任保険等への加入を促進する。 また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進する。 **・沼津市高校生自転車マナー向上委員会による街頭広報活動** **・交通安全運動期間中の街頭広報活動** **・自転車安全利用五則の周知及び啓発** **・自転車利用者のヘルメット着用努力義務化の周知及び啓発** **・「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行に伴う保険加入義務化の広報啓発活動**
チャイルドシートの 正しい使用の徹底	チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園、保育園（所）等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。 **・チャイルドシート着用に関する広報啓発活動**
反射材用品等の普及促進	夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図る積極的な広報啓発を推進する。 **・反射材の普及啓発**
飲酒運転根絶に向けた 交通安全教育及び 広報啓発活動等の推進	飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、ハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る。 **・飲酒運転防止キャンペーンの実施**
効果的な広報の実施	市民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、交通事故等の実態を踏まえた、日常生活に密着した内容の広報を、市の広報紙や自治会等を通じた広報等により計画的かつ積極的に行う。 **・地域有線放送、モニター広告、ＳＮＳによる広報**

その他の普及啓発活動の推進	高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。 夕暮れ時から夜間にかけて、重大事故が多発する傾向にあることから、日没時間や地域の実態等に応じた自動車及び自転車の前照灯の「早めのライトオン」を促す。 市民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信に努める。 **・早めのライトオンの啓発**
(3)　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	
静岡県交通安全協会 沼津地区支部	警察官等と連携して、幼児、児童、生徒、保護者、障害のある人、高齢者、外国人に対する交通教室を開催するとともに、対象に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 **・交通安全指導員による各種交通安全教室の実施** **・各分会における交通安全広報・啓発活動**
沼津市交通安全父母の会連合会	幼児の交通事故防止対策を推進するため、各園（所）の保護者による連合会を組織し、各種研修会の開催や交通安全啓発活動を推進する。 **・救急救命教室の開催** **・チャイルドシート研修会の開催** **・交通安全愛情メッセージカードづくり** **・オリジナル反射材ストラップの作成** **・バスの乗り方教室**
沼津市交通指導員会	地域住民等への交通指導や交通安全思想の普及活動を積極的に推進する。 また、資質及び指導力の向上を図るため、研修会を開催する。 **・街頭指導の実施** **・研修会の開催** **・県または連合会主催の各研修会への参加**
沼津市自治会交通安全会連合会	地域住民等への交通安全思想の普及活動を積極的に推進する。 また、各交通安全会の組織づくりを推進する。 **・交通安全街頭広報の実施** **・自発光式反射材着用の推進** **・地域における交通安全教室の開催**
沼津市高校生 自転車マナー向上委員会	市内12高等学校により組織され、各校代表の教員と生徒による街頭指導・広報活動を、主要通学路において実施するほか、各校代表教員、市、警察参加のもと意見交換会を開催し、交通安全に関する情報を共有する。 **・交通安全街頭指導・広報の実施** **・意見交換会の実施**
(4)　地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
地域における交通安全活動への参加・協働の推進	交通安全意識の普及徹底にあたっては、行政、関係機関・団体、企業等と市民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に進める。 **・交通安全功労者等の表彰**

３　安全運転の確保	
（1）　運転者教育等の充実	
高齢運転者対策の充実	高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるような交通安全教育・広報啓発活動を推進する。 また、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関・団体と連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の割引運賃等の支援措置の充実、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の整備・拡充に努める。 **◆高齢者交通安全対策事業** **・沼津市高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施**
シートベルト、 チャイルドシート及び ヘルメットの正しい 着用の徹底	シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習会、交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する指導取締りを推進する。 **・市内各保育所等へ着用徹底の呼びかけ** **・交通安全運動に伴うシートベルト・チャイルドシート啓発活動**
４　車両の安全性の確保	
（1）　自動車の検査及び点検整備の充実	
自動車点検整備の充実	自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に積極的に展開する。 また、道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全市的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化する。 **・不正改造車街頭検査の実施**
（2）　自転車の安全性の確保	
自転車の安全性の確保	自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車及び普通自転車の型式認定制度を活用する。また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成する。さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。 **・市内小中学校対象の自転車無料点検の実施（６月～７月）** **・自転車マナー向上キャンペーン及び「指導強化の日」の実施** **・沼津市高校生自転車マナー向上委員会による街頭指導** **・TSマーク保険等の周知、加入促進**
５　救助・救急活動の充実	
（1）　救助・救急体制の整備	
救助・救急体制の整備	複雑多様化する交通事故に対処するため、本市を管轄する消防機関の救助・救急体制の整備・拡充を図る。 **◆消防本部救急管理事業** **・交通事故及び急病などにおける救命率の向上を図るため、市民に対して普通救命講習など応急手当講習会を開催**

(2)　救急医療体制の整備	
救急医療機関等の整備	在宅当番医と夜間救急医療センターによる休日・夜間における初期救急医療体制の維持を図る。 入院治療を必要とする重症救急患者への医療を確保するため、複数の病院が輪番で診療を行う第二次救急医療体制について、さらに診療内容等の充実強化を図る。 高度の診療機能を有し、24時間体制で重症患者に対応する救命救急センターの診療機能の向上を図る。 **◆救急医療委託事業** **・初期救急（在宅当番制）及び二次救急（待機輪番制）の実施に係る業務委託**
６　被害者支援の充実と推進	
(1)　交通事故相談活動の推進	
交通事故相談活動の推進	交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、関係機関、団体等との連絡協調を促進する。 また、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修会への参加等により相談員の資質の向上を図る。 **・交通事故相談所の設置継続**
第２章　踏切道における交通の安全	
１　沼津駅周辺の鉄道高架化による立体交差化及び踏切道の構造改良の推進	
沼津駅周辺の鉄道高架化による立体交差化及び踏切道の構造改良の推進	交通の安全と円滑化を図るため、沼津駅周辺においては鉄道の高架化による立体交差化を推進する。また、歩道が狭隘な踏切等においては歩行者安全対策のため構造改良を推進する。 **◆鉄道高架化事業の推進** **・JR東海道本線の大岡団地付近から小諏訪付近の約3.7kmとJR御殿場線の大岡団地付近から沼津駅の約1.6kmの高架化の推進** **・13箇所の踏切の除却、また幹線道路8路線の立体交差化の推進**

第３章　大規模地震に備えての交通の安全	
１　平時における措置	
(1)　情報伝達用放送設備等の管理	
情報伝達用放送設備等の管理	警戒宣言発令時及び地震発生時に適切な情報伝達を行うために設置されている放送設備等の適切な管理運営を図る。 **◆防災行政無線施設保守事業** **・防災行政無線施設（同報無線等）の機能の維持を図るための保守管理**
２　その他の交通安全対策	
(1)　既存の道路橋の耐震補強等	
既存の道路橋の耐震補強等	地震発生時の際の交通路を確保するため、重要路線等にある橋梁に対して、橋脚の補強や耐震補強を行い、災害に強い道路ネットワークの確保を図る。 **◆道路構造物維持事業** **・15m以上の橋梁及び緊急輸送路等に架かる橋梁を対象に耐震診断を行い、必要な耐震対策を実施**

(2)　沿道建築物等の耐震化の促進	
沿道建築物等の耐震化の促進	緊急輸送路、避難路、避難地等の安全性や機能性を確保するため、当該緊急輸送路等沿いの既存建築物やブロック塀等の耐震改修を促進する。 **◆既存建築物等耐震化促進事業** **・旧耐震基準の建築物等の耐震診断、補強計画、耐震補強工事、除却に対する補助** **◆ブロック塀等撤去・改善事業** **・倒壊する危険のあるブロック塀等の撤去・改善に対する補助**
(3)　地震に伴う津波対策	
地震に伴う津波対策	津波浸水想定区域の道路沿いに海抜表示板、津波避難誘導表示等を設置し、住民をはじめ、観光客や自動車運転者に津波から避難方法を周知する環境の整備を引き続き推進する。 **◆津波対策事業** **・津波避難路の整備等**